



平成 27 年 6 月 18 日

各 位

会 社 名 : 日本オフィス・システム株式会社
代 表 者 名 : 代表取締役社長 尾 嶋 直 哉
(コード番号 : 3790 JASDAQ)
問 合 せ 先 : 取締役 企画・管理部 玉 岡 英 人
門 担 当
電 話 番 号 : 03-4321-5502

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部の取得に係る承認決議並びに
全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 13 日付「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部の取得に関するお知らせ」（以下「平成 27 年 5 月 13 日付プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更及び全部取得条項付普通株式（下記 I. ②において定義いたします。）の取得につきまして、当社第 33 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に付議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について当社の普通株式を所有する株主様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議しましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）が開設する JASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ市場」）の株券上場廃止基準に該当することになり、本日から平成 27 年 7 月 22 日まで整理銘柄に指定された後、同月 23 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所 JASDAQ市場において取引することはできません。

また、当社は、本定時株主総会における全部取得条項付普通株式の取得の承認決議に基づき、本日開催の取締役会におきまして、平成 27 年 7 月 27 日（以下「本基準日」といいます。）を基準日と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主（但し、当社及び会社法第 172 条第 1 項の申立てをした株主を除きます。）の皆様をもって、平成 27 年 7 月 28 日を取得日として、その所有する全部取得条項付普通株式の全部を当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき当社 A 種類株式（下記 I. ①において定義いたします。）を 72,300 分の 1 株の割合をもって交付する株主様と定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容

当社は、平成 27 年 5 月 13 日付プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の①から③の方法による、定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部の取得について必要なご承認を頂くため、本日、本定時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、平成 27 年 5 月 13 日付プレスリリース「I. 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件（1）」）」に記載の定款変更案第 6 条の 2 に定める内容の A 種類株式（以下「A 種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社を種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ

です。)を付す旨の定めを新設いたします(全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部(当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。)を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を72,300分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。

- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款の規定に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を72,300分の1の割合をもって交付いたします。なお、兼松エレクトロニクス株式会社(以下「公開買付者」といいます。)以外の各株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の株は、1株未満の端数となる予定です。また、交付されるA種種類株式が1株未満の端数となる各株主様につきましては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

II. 当社定款の一部変更(上記I. ①及び②)の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

上記I. ①及びこれに伴う所要の定款変更は、本定時株主総会における第1号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。また、上記I. ②及びこれに伴う所要の定款変更は、本定時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。

本定時株主総会第1号議案に係る定款変更の内容は、平成27年5月13日付プレスリリース「I. 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件(1)」)」に記載のとおりであり、また本定時株主総会第2号議案及び本種類株主総会における議案に係る定款変更の内容は、平成27年5月13日付プレスリリース「I. 2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件(2)」)」に記載のとおりです。

2. 定款変更の効力発生日

上記I. ①及びこれに伴う所要の定款変更は、本定時株主総会における承認決議をもって、本日その効力が発生しております。また、上記I. ②及びこれに伴う所要の定款変更は、本定時株主総会及び本種類株主総会における承認決議により、平成27年7月28日をもって、その効力が発生いたします。

III. 全部取得条項付普通株式の取得(上記I. ③)の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

上記I. ③の全部取得条項付普通株式の取得は、本定時株主総会における第3号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。当該議案に係る内容は、平成27年5月13日付プレスリリース「II. 全部取得条項付普通株式の取得の件」においてお知らせいたしましたとおり、会社法第171条第1項並びに上記I. ①及び②による変更後の当社の定款の規定に基づき、取得日(III. 2. において定義します。)において、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、本基準日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主様(但し、当社及び会社法第172条第1項の申立てをした株主を除きます。)に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株の取得と引換えに、A種種類株式を72,300分の1株の割合をもって交付するものです。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生日

上記Ⅰ. ③の全部取得条項付普通株式の取得は、本定時株主総会及び本種類株主総会における承認決議により、上記Ⅰ. ②の定款変更の効力が生じることを条件として、平成 27 年 7 月 28 日（以下「取得日」といいます。）をもって、その効力が発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、取得日において、全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、本基準日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主様（但し、当社及び会社法第 172 条第 1 項の申立てをした株主を除きます。）に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株の取得と引換えに、A 種種類株式を 72,300 分の 1 株の割合をもって交付いたします。

株主様に対する A 種種類株式の交付の結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第 234 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の A 種種類株式を会社法第 234 条の規定に従って売却し、当該売却により得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、A 種種類株式を公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の A 種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 2,100 円（公開買付者が平成 27 年 2 月 4 日から同年 3 月 19 日まで行った当社普通株式に対する公開買付けにおける当社普通株式 1 株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

IV. 全部取得条項付普通株式の取得等に関する日程の概要（予定）

全部取得条項付普通株式の取得等に関する日程の概要は次のとおりです。

本定時株主総会及び本種類株主総会開催日	平成 27 年 6 月 18 日（木）
種類株式発行に係る定款一部変更及び公告方法変更に係る定款一部変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 18 日（木）
整理銘柄への指定	平成 27 年 6 月 18 日（木）
当社普通株式の売買最終日	平成 27 年 7 月 22 日（水）
当社普通株式の上場廃止日	平成 27 年 7 月 23 日（木）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式の交付に係る基準日	平成 27 年 7 月 27 日（月）
全部取得条項に係る定款一部変更の効力発生日	平成 27 年 7 月 28 日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式の交付の効力発生日	平成 27 年 7 月 28 日（火）

以上